



「国民健康保険」の手続きはお早めに！

▼市に住所がある方で、職場の健康保険に加入もしくは扶養となっている方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受給している方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。また、右記のいずれかに該当する場合は、14日以内に市民課2番窓口にて、世帯主または本人による手続きが必要です。

国民健康保険の加入・脱退などの申請は、勤めている会社や事業所などでは行いません。必ず世帯主（家族）ご自身で手続きを行ってください。

特に、他市町村へ転出した場合や他の健康保険に加入した場合は、手続きを忘れると国民健康保険税が誤って課税される恐れがありますので、ご注意ください。

○修学のため転出される方はご注意ください。

国民健康保険は、住所地の市町村で加入することが原則です。

ただし、「修学」のため留萌市外に住所を移される方は、特例として引き続き親元の世帯に属するものとして、市の国民健康保険に加入することができます。

この場合、在学証明書や学生証の写しなど、在学を証明できるものが必要となります。また、卒業などで特例期間が終了した場合は、市の国民健康保険の脱退手続きが必要となりますので、下記までご連絡ください。

●国民健康保険を脱退するときに必要なもの

●他市町村へ転出	印鑑、保険証
●生活保護を受ける	印鑑、保険証、加入した健康保険の保険証
●他の健康保険に加入	印鑑、保険証、加入した健康保険の保険証
●亡くなった	印鑑、保険証、葬祭費の支給口座のわかるもの

●国民健康保険に加入するときに必要なもの

●他市町村から転入	印鑑
●子どもが生まれた	
●生活保護を受けなくなった	
●他の健康保険をやめた	印鑑、資格喪失証明書

●このようなときに必要なもの

●住所、氏名または世帯主が変わった	印鑑、保険証
●世帯が変更した（合併または分離）	
●保険証を紛失した	印鑑
●修学のため転出する	印鑑、保険証、在学証明書または学生証の写し

ご注意ください

- 住民票の手続きのみでは、国民健康保険の変更などの手続きはされません。
- 転居された場合や世帯が変更になった場合（分離・合併）は保険税や自己負担額に変更が発生することがありますので、必ず市民課2番窓口にて手続きを行ってください。

問 申 市・市民課 ☎ 42-1805



70歳から74歳までの方の「国民健康保険」自己負担割合の見直しについて

▼国民健康保険では、70歳の誕生日の翌月から本来2割の自己負担を1割にする「高齢受給者証」を発行しています。すでに高齢受給者証をお持ちの方や平成26年4月1日までに70歳になる方については、1割負担が据え置かれることになりましたので、3月下旬に「2割（特例措置により1割）」と記載された高齢受給者証を郵送します。

○平成26年度から、より公平な仕組みとするために特別措置が見直され、平成26年4月2日以降、70歳になる方から段階的に本来の2割負担となる予定です。なお、69歳までの方と比べて月々の負担上限額は下がります。詳しくは決定次第お知らせします。

70歳の到達日	自己負担割合
平成26年4月1日まで	1割負担
平成26年4月2日以降	2割負担（予定）

※一定の所得がある方は3割負担です。

問 市・市民課 ☎ 42-1805



納め忘れはありませんか？ 3月は「納税推進強調月間」

▼3月は「納税推進強調月間」です。お手元の納税通知書をもう一度お確かめのうえ、お忘れの方は早急に納付してください。また、日中の時間帯にご来庁できない方は、夜間・休日納税相談窓口でも納付できますので、ぜひご利用ください。なお、ご連絡がなく税金を滞納すると、滞納処分を受ける場合があります。

●3月の夜間・休日納税相談窓口

	開設日	開設時間
夜間相談窓口	13日(木)	17:20~20:00
	27日(木)	
休日相談窓口	23日(日)	9:00~17:00



※相談窓口は市役所2階です。正面玄関向かって左横の通用口よりお越しください。

●市税の納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、公共料金と同じように、指定する預貯金口座から自動的に納税をする方法で、一度手続きを行うと、翌年以降も自動的に継続され、納期のたびに金融機関へ行く必要がありません。

口座振替をご利用される方は、市内の金融機関、郵便局で手続きを行うか、下記までお問い合わせください。

問 市・税務課 ☎ 42-1804



後期高齢者医療制度の新しい保険料率 などに関する「住民説明会」のお知らせ

▼後期高齢者医療制度に関することや平成26年度からの新しい保険料率に関する説明会を開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- 日時 3月26日(水)
13:30~15:30
- 場所 保健福祉センターは一とふる
2階多目的ホール
- 対象 どなたでも参加できます。年齢不問。
また、申し込みの必要はありません。

○説明会の主な内容

- ・後期高齢者医療制度について
- ・平成26・27年度保険料率について
- ・給付サービスについて
- ・各種申請手続きについて

問 市・市民課 ☎ 42-1805



後期高齢者医療制度に関する 「運営協議会委員」募集

▼北海道後期高齢者医療広域連合では、皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協議会委員を募集します。

- 資格 道内在住の満20歳以上の方
(ただし、議員や公務員などを除く)
- 募集人数 5人
- 任期 7月から2年間(協議会の開催は年3~4回を予定)
- 申込方法 北海道後期高齢者医療広域連合および市町村窓口にある応募要領を参照してください。
- 申込期限 4月30日(水)
- 報酬など 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

○選考は選考委員会を設置し、提出された小論文などにより総合的に委員を選考します。

問 申 市・市民課 ☎ 42-1805
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

teranishi
CO., LTD. PHARMACY SINCE1950

札幌、旭川など留萌市以外の処方せんもどんどん受付けます!!
ビューティ&ヘルスケア **寺西薬局**
留萌市錦町4丁目(神社下商店街) TEL42-0260

テラニシ美容室 定休日 毎週火曜日
0120-42-6374 営業時間 9時~18時
(18時以降 要予約)

冠婚葬祭の着付け・成人式予約受付中
当薬局ホームページをご覧ください!! http://www.mypj.jp/teranishi_ph/

医薬品 コンドロイチン硫酸ナトリウム製剤
コンドロイチン
ひざが痛い!
根本治療を考えたか?

関節痛、椎間板(コンドロイチン軟骨(関節))、腰痛、肩こり、手足のしびれ、腰痛、膝痛、股関節痛、坐骨神経痛、腰痛、肩こり、手足のしびれ、腰痛、膝痛、股関節痛、坐骨神経痛

コンドロイチンの不足が、骨の関節部分にも多く含まれ、潤滑油の役割をします。体の弾力性保持や保水作用も持っています。

本当によかったを形に 優しい気持ちがいっぱいの斎場です

NISHIKIDO HANAZONO FUNERAL HALL
にしきどう 花園市民斎場
安心の24時間 電話対応
留萌市花園町2丁目3-23
0120-43-9000

●安心してお仏壇をお選びいただくために
正しい品質表示と原産国表示をするこのマークのある 確かな仏壇店でお求めください
※原産国や品質表示を適正に表示をすることなく販売をする仏壇店が増えていますので、ご注意ください

仏壇仏具専門店
NISHIKIDO 結
はなむすび

留萌市開運町1丁目4番9号 (AKさし様向) TEL (0164) 42-8111
■ 営業時間 AM10:00 ~ PM 7:00 ■ 定休日 毎週火曜日



消費税増税による「保険適用外の料金改定」について

▼消費税法の一部改正により、4月1日(火)から消費税率が5%から8%に引き上げられます。

これに伴い、当院における保険適用外の料金についても4月から消費税率8%として改定させていただきます。

○保険診療におきましては、4月の診療報酬改定により料金に変更となる場合があります。

保険適用外とは、初診時選定療養費、健康診断、個室使用料など、病院独自料金を設定している料金です。

問 市立病院医事課 ☎ 49-1011



図書館からのお知らせ

▼図書館の利用を通じて学習し、情報を入手し、文化的な生活に役立ててください。

【ブックスタート】はーとふる9カ月児健診会場

●日時 3月12日(火) 13:00~

【土曜おはなし会】対象：幼児・小学生

●日時 3月 8日(土) 13:30~

22日(土) 13:30~

【ちいさいこのおはなしかい】対象：0・1・2歳児

●日時 3月14日(金) 11:00~

【水曜おはなしかい】対象：0・1・2歳児

●日時 3月26日(火) 11:00~

【映画会】

●日時と内容 3月30日(日) ①10:30~

②13:30~

一般向 ①男はつらいよ 寅次郎あじさいの恋 (110分)

子ども向 ②ハッピーバースデー

(80分)

【休館日】 3日(月)・10日(月)・17日(月)

24日(月)・31日(月)

(月曜休館)

28日(金)

(館内整理休館)



問 市立留萌図書館 ☎ 42-2300

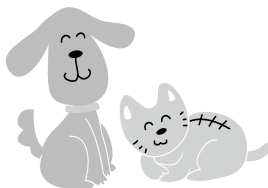


犬・猫の「適切な管理」と「マナー」を守ろう！

▼春先には犬の放し飼いが多く、噛みつき事故やフン公害の発生につながります。

また、野良猫に餌を与えているなどの苦情も多く寄せられています。

動物愛護法が改正され、飼い主の責任が重くなりました。最後まで適切な飼育管理をお願いします。



●飼育管理の注意点

【犬】①散歩時には必ずリード(引き綱)を付け、リードは短く持ちましょう。

②犬のフンは必ず拾い、持ち帰りましょう。

【猫】①猫は室内で飼いましょう。

②野良猫に餌を与えないようにしましょう。

問 市・環境保全課 ☎ 42-1806



「野犬掃とう」を実施します

▼飼い犬であっても、犬を放し飼いにすると野犬として捕獲処分の対象となり、噛みつき事故の原因にもなります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

●実施期間 4月1日(火)~9月30日(火)

○生後91日以上の子犬を飼っている方は、登録の手続き(生涯に1回)が必要です。まだ登録をしていない方は下記へ届出をしてください。

問 市・環境保全課 ☎ 42-1806



「市民ノーマイカーデー」を実施します！

▼市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けて、マイカーの利用を控え地域公共交通などに移動手段を切り替えていくきっかけづくりとして「市民ノーマイカーデー」を実施します。

●実施期間 3月1日(土)~31日(月)

※上記の期間内に、個人および市内事業所で自由に実施日程、回数を設定して取り組んでください。(詳しくはホームページをご覧ください)

●対象 市民の皆さん、市内事業所

○参加いただいた市内事業所は、協議会事務局へ電話、FAXで報告をお願いします。



問 留萌市地域公共交通活性化協議会(市・政策調整課内) ☎ 42-1809 FAX 43-8778 HP <http://www.e-rumoi.jp/>



若者たちが萌えるマチ「留萌市応援寄附金」について

▼「留萌市応援寄附金」は永遠に持続できるふるさとへの海、山、健康づくりを進め、誇りを持って未来を担う子どもたちに引き継ぐまちづくりを進めることを目的に平成20年度から留萌市応援基金を設立し、寄附者の意向に沿った事業に有効活用しています。

寄附金の5年間の実績として「学校教育」や「こども」に関する寄附件数が多いことから、より寄附者の意向を事業に反映させるため、平成26年度から新たな寄附項目として「こどもの健全な育成に関する事業」を新設し、子育ての支援やこどものための施設の整備、教育内容の充実など、こどもたちの健全な育成を図るために活用していきます。

新設後の寄附項目	
1、萌える若者たちのまちづくりに関する事業	
2、ふるさとへの海づくり・里山づくりに関する事業	
3、ニシン文化の継承に関する事業	
4、食のブランド化、食育に関する事業	
5、健康で輝きのある元気づくりに関する事業	
6、安心して暮らせる地域医療づくりに関する事業	
7、こどもの健全な育成に関する事業【新設】	
8、その他留萌市が推進する事業	

■税控除について

個人が市(自治体)に2,000円を超える寄附を行った場合、個人住民税の寄附金税額控除と所得税の寄附金控除を受けられ、寄附金のうち2,000円を超える部分について、個人住民税所得割額の1割を上限として、個人住民税から控除されます。ただし、控除を受けることができる上限額が決められており、金額は個々(市道民税の課税額など)により異なるため注意が必要です。税制度に関するお問い合わせは市・税務課(☎42-1804)へお問い合わせください。

■寄附の申込手続きについて

市・ホームページや市内の公共施設に設置している寄附申込書により申し込みを行います。申し込み後に、市より「振り込みのご案内」が届きますので、同封されている郵便局用の振込用紙(手数料無料)にて、お近くの郵便局で振り込んでください。

1回につき、10,000円以上の寄附をいただいた方に、留萌市のことをより知っていただきたく、初回は「新留萌市史」、2回目以降は「留萌の特産品」をお送りしています。

問 申 市・政策調整課 ☎ 42-1809 HP <http://www.e-rumoi.jp/>

ラス LAS英数塾 受講生募集 留萌市沖見町3丁目 TEL(0164)42-1743

原則2名までの個別指導 ※受講時間は面談の際に決定いたします

●通年受講 ●各講習(春期・夏期・冬期) ●算数・数学・英語受講体験 45分無料

【小学生：英・算・国】
【中学生：英・数・国・理・社】
【高校生：英・数・古典・化学・生物など】

申し込み 随時!

サービス付き高齢者向け賃貸住宅 グランジェMOE 山の手

豊富な暮らしがここにある

ME 株式会社 萌福祉サービス 〒077-0012 留萌市開運町1丁目2番1号
代表取締役社長 水戸 康智 代表/TEL0164-49-2258 FAX0164-49-2278

ME 豊かな暮らしがここにある <http://www.moe-fukushi.com> 只今、見学会開催中 ※詳しくはお問い合わせ下さい

0164-49-2258 <http://www.moe-fukushi.com>



「社会保障と税の一体改革によるおもな消費税法改正」の概要と「消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置」について

▼平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。また、平成25年6月に成立した「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「消費税転嫁対策特別措置法」)により、総額表示義務の特例が設けられました。

4月1日から8%に引き上げられる消費税の改正内容などについてお知らせします。消費税の引き上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

●社会保障と税の一体改革によるおもな消費税法改正の概要

1、消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む)の税率が4月1日から8%に引き上げられます。消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年分)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿などにおいて旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引き上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2、任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後に、その末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間以後の6月中旬申告対象期間について、自主的に中間報告・納付を行うことができるようになりました。

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後に開始する課税期間の中間申告から適用されます。なお、個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

●消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費税向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、「消費税転嫁対策特別措置法」により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までは、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

■誤認防止措置の具体例

【例1】 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのホームページなどにおいて、商品などの価格を下記のように表示してください。

△△円(税抜価格) △△円(税別) △△円(本体価格) △△円+税 △△円+消費税

【例2】 個々の値札などにおいては「△△円」と税抜価格のみを表示し、別途店内の消費者が商品などを選択する際に目に付きやすい場所に明瞭に「当店の価格はすべて税抜価格となっています」といった掲示を行ってください。

問 国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/> 留萌税務署 ☎ 44-1009

地域公共交通は通学や通勤、通院、買い物など手軽に利用できる交通手段です。その必要性和重要性を理解していただくために…

パネル展を開催します!

- 期 間 3月1日(土)~7日(金) 10:00~17:00 ※ただし、5日(木)は休館日です。
- 場 所 るもいプラザ1階 まちなか賑わい広場
- 展示内容 地域公共交通先進事例や北海道運輸局提供の写真パネルなど

問 留萌市地域公共交通活性化協議会(市・政策調整課内) ☎ 42-1809



「平成26年度 予備自衛官補」募集

▼自衛官としての経験がなくても予備自衛官になれる予備自衛官補を募集します。予備自衛官補は一般公募で採用された方は3年以内に50日間、技能公募で採用された方は2年以内に10日間の教育訓練を受け、教育訓練終了後、予備自衛官になります。



- 応募資格
 - ・一般公募 18歳~34歳未満の方
 - ・技能公募 18歳以上の下記の国家免許資格などを有すること
(衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気・建設) ※詳しくは下記へお問い合わせください。

- 応募期限 【第1回】4月 2日(木) 【第2回】9月19日(金)
- 試験日 【第1回】4月11日(金)~15日(火) 【第2回】10月3日(金)~6日(月) ※いずれか1日を指定
- 試験科目 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

問 申 自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所 ☎ 42-4650



「米トレーサビリティ法」をご存じですか?

▼米穀や米飯・米加工食品などを販売・提供する事業者の方は、この法律に該当します。

- 取引記録の作成保存
米穀商品の仕入・出荷の際には、必要取引記録を記載した帳簿か伝票類を3年間保存する。
- 産地情報の伝達
米穀商品の生産・販売事業者は、伝票類に産地情報を含む取引記録、もしくは米袋か商品などで産地情報を伝達する。
外食店、仕出し、弁当、宅配、出前などで米飯類を提供する事業者は、店舗において貼紙かメニューなどで産地伝達するか、宅配・出前などでは伝票類やチラシ、はし袋などで産地伝達する方法もあります。
○詳しくは農林水産省 HP の「米トレーサビリティ法」をご覧ください。

問 農林水産省 HP <http://www.maff.go.jp/> 北海道農政事務所旭川地域センター ☎ 0166-76-1277



「河川愛護モニター」募集

▼留萌開発建設部では、河川に関する情報などを提供していただく「河川愛護モニター」を募集します。

- 応募資格 満20歳以上の健康な方で、モニター区間からおおむね5km以内に居住し、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方。
- 活動内容
 - 1、毎月1回程度、モニター区間の河川を利用し、河川環境などに関する情報を提供
 - 2、当部が主催または協賛するイベントへの参加
- モニター区間 1、留萌川 2、天塩川
- 募集人数 各モニターにつき1名
- 任期 5月1日(木)~10月31日(金)
- 報酬 月額2,320円
- 応募方法 はがきまたは任意の用紙に①~⑥を記載し、下記まで郵送またはFAXでご応募ください。
 - ①氏名、性別、生年月日
 - ②住所、電話番号
 - ③職業(当局関係者は応募不可)
 - ④希望するモニター区間(河川名)
 - ⑤町内会などで地域活動している方は、会の名称と役職
 - ⑥そのほか応募理由、河川などへの感想など
- 応募期限 3月20日(木)までに必着

問 申 留萌開発建設部公物管理課 (〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地) ☎ 42-2315 FAX 42-2325

働くことを練習しよう

ちゃおは、障がいのある方がさまざまな日中活動しながら就労を目指す場所です。

北海道知事指定障がい福祉サービス事業所

NPO法人 サポートハウス **ちゃお**

喫茶 クローバー

手だてで淹れた本格コーヒーをお楽しみください。軽食メニューもございます。
営業時間 10:00~15:00(月曜日~金曜日)

留萌市見晴町2丁目27番地(中央公民館内)

見学もできます。お気軽にお電話を。 ☎ 43-3888 E-mail chao@bz03.plala.or.jp





「国外財産調書制度」について

▼居住者の方で、その年の12月31日において、5,000万円を超える国外財産を有する方は、翌年3月15日までに、その国外財産の種類、数量および価格などを記載した「国外財産調書」を税務署へ提出することが義務付けられました。法施行後、初めての「国外財産調書」は、平成25年12月31日(火)における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日(月)まで(15日が土曜日であるため)に提出してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問 国税庁 <http://www.nta.go.jp/>
留萌税務署 ☎ 44-1009



お楽しみ企画が満載！留萌に春を呼ぶ「第16回 萌っこ春待里」開催

▼優勝賞金30,000円の萌っこばんぱレースのほか、新たに小学校高学年対象のサッカーPK戦が加わり、ゲームもいっぱい。さらに豪華景品が当たるカンパ券(1枚500円)大抽選会、エビ汁・ぶた汁の無料提供やおいしい屋台が並ぶグルメ街道などで楽しい一日を！



- 日 時 3月9日(日) 10:00~14:00
- 場 所 陸上自衛隊留萌駐屯地グラウンド
- 「カンパ券」は、自衛隊前の乗降に限り市内循環バスの無料乗車券として使用できます。(当日のみ)

問 萌っこ春待里実行委員会事務局 ☎ 090-7658-6633



「国民年金後納制度」で将来の年金額を増やせます

▼後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方で、利用希望の方はお早めにお申し込みください。

●申込期限 平成27年9月30日(木)

●後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください
すでに後納制度の申し込みを行った方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された「使用期限(平成26年3月31日(月))」までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので国民年金保険料専用ダイヤルを利用されるか、留萌年金事務所までお問い合わせください。

【注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年間を超えるため、平成26年4月以降は納付できません。

●後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問い合わせは

- ・国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル)
0570-011-050
(市内通話料金で利用可・携帯電話などからの利用は通常通話料金)
- ・050から始まる電話でおかけになる場合
03-6731-2015 (通常通話料金)
- ・受付時間 8:30~19:00 (月曜日)
8:30~17:15 (火~金曜日)
9:30~16:00 (第2土曜日)
- 基礎年金番号がわかるものを用意しお問い合わせください。

問 申 留萌年金事務所 ☎ 43-7211



「平成26年度 留萌市あかしあ大学学生」募集

▼多くの友達と学びながら、生きがいを求め、豊かな学生生活を送りませんか。

- 対 象 留萌市・小平町・増毛町に在住する満60歳以上の方
- 年 限 本科4年と修士・博士課程3年【計7年間】
- 内 容 教養、健康を高める講義や講座、運動会などの各行事
- 申込期限 4月24日(木)までに入学願書を提出してください。
- 授 業 料 年2,000円(別途保険料など1,000円)
- 入 学 式 平成26年5月9日(金)
- 入学願書は中央公民館窓口にあります。
- 入学説明会は4月25日(金)に行います。



問 申 中央公民館 あかしあ大学事務局(長尾) ☎ 42-3333

3月の粗大ごみ収集日

▼収集の申し込みは収集日2日前の15:00までをお願いします。

日程と収集地区

- 19日(火) 大町、瀬越町、港町、明元町、幸町、本町
- 20日(水) 寿町、礼受町、浜中町、沖見町、平和台
- 21日(木) 見晴町、宮園町、錦町、開運町、栄町
- 26日(火) 三泊町、塩見町、春日町、元町、船場町、花園町、末広町、旭町
- 27日(水) 住之江町、泉町、野本町、千鳥町、元川町、神居岩、堀川町、高砂町、五十嵐町
- 28日(木) 東雲町、緑ヶ丘町、南町、潮静、大和田、藤山町、幌糠町、中幌、樽真布、南幌、峠下町、東幌

問 申 留萌南部衛生組合 ☎ 43-2555